

令和7年産業連関構造調査（運輸関連事業投入調査）に関するQ & Aについて

1. 調査について

Q1-1 本場に国土交通省で行っている統計調査ですか。

「産業連関構造調査（運輸関連事業投入調査）」は、統計法に基づき、国が実施する一般統計調査として、産業連関表作成のために5年に1度実施する統計調査です。

Q1-2 どのようなことを調べる調査ですか。

「産業連関構造調査（運輸関連事業投入調査）」は、各運輸関連事業の従業員数、各運輸関連事業の年間売上（事業収入）、各運輸関連事業にかかった年間総費用、総費用の明細、各運輸関連事業に付随して売却した屑・副産物を調査するものです。

Q1-3 基幹統計調査でなければ協力しなくてもいいですか。

本調査は一般統計調査ですが、基幹統計である「産業連関表」を作成するための重要な統計調査の一つです。ご協力をお願いいたします。

Q1-4 経済センサス調査も送られてきたが本調査も協力する必要があるのでしょうか。

経済センサス活動調査は、全産業の売上金額や費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握するほか、事業所及び企業を対象とした各種統計調査の母集団情報を得ることを目的として実施する調査です。それに対し、本調査は経済センサスでは把握することができない経費の内訳を調べる調査となります。産業連関表の作成に必要な基礎データを把握するための重要な統計調査となりますので、ご協力頂けますようお願いいたします。

2. 調査方法・調査票への記入について

Q2-1 「産業連関構造調査（運輸関連事業投入調査）」の調査対象期間はいつですか。

本調査の調査対象期間は、令和7年1月から12月までの暦年の1年間です。ただし、暦年での記入が困難な場合には、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの会計年度など、令和7年末に最も近い会計年度の1年間で記入してください。

Q2-2 「貴社の従業員数」について、会社全体か事業所のみですか。

会社全体で該当する〇〇業の従業者数を記入してください。

Q2-3 「年間売上高」について、調査対象事業と他の事業の年間売上を区分できないが、どう記入すれば良いですか。

年間売上を区分することが困難な場合、従業者数の比率等で按分して、調査対象事業の概算額を記入してください。

Q2-4 「年間総費用の明細」について、各項目の内訳金額を把握していないが、どう記入すれば良いですか。（例：「水道光熱費」の金額は記入できるが、内訳となる「水道代」「下水道代」等の金額は記入できない。）

各項目の内訳金額を記入することが困難な場合、「又は割合」欄へおおよその割合を%で記入してください。その場合であっても各項目の合計金額は必ず記入してください。

Q2-5 当社の〇〇業は、すべてを外部委託しているため、記入することができないが、どうすれば良いですか。

外部委託先から情報を収集してご記入いただくか、または、外部委託先に調査票を転送いただくなどにより、調査にご協力をお願いいたします。

令和7年産業連関構造調査（運輸関連事業投入調査）に関するQ & Aについて

Q2-6 当社の〇〇業は、別事業者からの委託を受けて業務を行っており、当社では記載できない項目があるのですが、どうすれば良いですか。

概数でも結構ですので、委託元の事業者様にご確認の上、ご記入をお願いいたします。

Q2-7 どの項目に該当するのか分からない支出はどう記入すれば良いですか。

該当すると思われる項目の「その他」欄にできるだけ具体的にご記入願います。「その他」欄に記入しきれないときは、調査票の余白に、記入してください。また、該当すると思われる項目も分からない場合は、一番最後の「その他」欄にできるだけ具体的に記入してください。

Q2-8 前回提出した調査票を確認したいのですが、送付いただくことはできますか。

統計法上、提出された調査票は本人であっても提供することはできません。調査票の記入方法で、ご不明な点がございましたら、「令和7年産業連関構造調査（運輸関連事業投入調査）の実施について」に記載の問い合わせ先までお願いいたします。

3. 調査回答方法について

Q3-1 調査の回答方法は郵送だけですか。

郵送の他に電子メールによる回答が可能です。電子メールの提出用アドレスは、調査票送付の際に同封しています「令和7年産業連関構造調査（運輸関連事業投入調査）の実施について」の「5. 調査票の提出」をご覧ください。

Q3-2 ホームページから調査票を取得したのですが、パスワードを教えてください。

電子調査票を開く際のパスワードは、調査票送付の際に同封しています「令和7年産業連関構造調査（運輸関連事業投入調査）の実施について」の「4. 調査の方法」をご覧ください。

Q3-3 ホームページから調査票を取得したのですが、提出先のメールアドレスを教えてください。

提出用メールアドレスは、調査票送付の際に同封しています「令和7年産業連関構造調査（運輸関連事業投入調査）の実施について」の「5. 調査票の提出」に記載しておりますので、こちらをご覧ください。

4. 情報の保護について

Q4-1 回答した情報は守られますか。

本調査は、統計法に基づいて実施しています。本調査において知り得た事項につきましては、統計法第41条により、守秘義務が課せられており、秘密の保護には万全を期しています。また、調査票の情報を統計調査の目的以外の目的のために利用又は提供することはありません（統計法第40条）。

5. 調査の公表について

Q5-1 調査結果はいつ公表されますか。

本調査の集計結果は、個々の事業所の情報が分からないように集計し、令和9年7月に公表予定です。